

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの
補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。



目次

- 背景
- 当 ASU の主要規定
- 発効日
- 移行措置及び関連開示

FASB が株式に基づく支払いの取り決めに関する会計処理の修正の範囲を改訂

サンディー・キム (Sandie Kim) 及びジョナサン・マーゲート (Jonathan Margate) (Deloitte & Touche LLP)

2017年5月10日、FASBはASU2017-09¹を発行した。これは、株式に基づく支払いの取り決めに関する会計処理の修正の範囲を改訂するものである。当ASUは、ASC718²による修正会計処理の適用が要求されることになる事業体に対する、株式に基づく支払い報奨の条項又は条件に対する変更に係るガイダンスを提供する。特に、当該報奨の公正価値³、確定条件及び分類が、修正の直前直後で同一である場合に、事業体は、修正会計を適用しないことになる。

背景

当審議会による簡素化への取り組み⁴の下で、2016年3月にASU2016-09⁵が発行された時点では、雇用者の法定税務留保規定 (statutory tax withholding requirement) を充足するため、留保株式に対する雇用者による純額決済特性の使用に関連した、報奨の負債分類に対する例外に関して、ASC718を変更した。

ASU2016-09では、法定税務留保目的での報奨の純額決済は、それ自身では、報奨の負債分類の結果とはならない。但しこれは、税務目的で留保される金額が、従業員の関連税法域における最高法定税率を超過しない限りにおいてである。事業体がASU2016-09を適用する前では、当該例外は、事業体が、最低法定税務留保規定充足のために必要とされる株式を超えない数を、再購入又は留保する場合にのみ適用される。

¹ FASB Accounting Standards Update No. 2017-09, *Scope of Modification Accounting*.

² FASB Accounting Standards Codification Topic 718, *Compensation – Stock Compensation*.

³ 財務諸表における報奨の測定が、算定価値又は本源価値を基礎としている場合、修正前と修正後の比較は、公正価値に代わって、そのような代替的測定方法が基礎とされる。

⁴ 簡素化への取り組みは、関連財務諸表情報の有用性を保持又は強化する一方、現行米国会計基準のコスト及び複雑性を減少させることを目的とする当審議会による努力である。

⁵ FASB Accounting Standards Update No. 2016-09, *Improvements to Employee Share-Based Payment Accounting*.

ASU2016-09 導入時に、一部の事業体は、最高法定税率に至るまで、最低法定税率からより高い率へ、彼らの株式に基づく支払いの取り決めの純額決済条項を変更する可能性がある。一部の構成員は、彼らが、既存の報奨をこの方法で変更する場合には、ASC718-20-35-3における修正会計を適用することが要求されることになるか否かに疑問を呈した。FASB スタッフとの議論を基礎として、我々は、2016年4月21日付 *Heads Up* において、事業体がそのような変更を行う場合修正会計の適用は要求されない、と言及した。

FASB スタッフはその後、当審議会が、ASC718における修正ガイダンスの範囲を変更すべきか否かのリサーチを実施した。これは、ASC718-20-20が、修正を、「株式に基づく支払い報奨の条項又は条件のいかなる変更」(強調追加)と定義していることを前提としている。その広範な定義の結果、事業体が修正会計を適用する株式に基づく支払い報奨に対する変更の種類に関して、実務上の多様性が存在する可能性がある。例えば、一部の事業体は、実質的な変更のみに適用する可能性がある一方、他の者は、単なる事務上のそれ以外の全ての変更に広範に適用する可能性がある。したがって、明確性を提供し、多様性、コスト及び複雑性を減少させるため、FASB は、ASU2017-09を発行した。

事業体による修正会計の適用の影響は、当初の報奨が権利確定すると予想されるか否かにより、当該影響は重要となる可能性がある。事業体が資本として分類される報奨に対して修正会計を適用し、当初報奨が修正日時点で権利確定が予想される(サービス又は業績条件のいずれかのため)場合には、追加的報酬コストが生じる可能性がある。事業体は、修正直前の報奨の公正価値基礎測定と、修正直後の報奨の公正価値基礎測定を比較する。修正後の公正価値基礎測定が修正前よりも高い場合には、事業体は一般的に、残存必要サービス期間にわたり追加的報酬コストを認識する。そうではなく、当初報奨が修正日時点で確定すると予想されない場合には、事業体は一般的に、修正日時点で、改訂後の公正価値基礎測定を基礎として修正後報奨に係る報酬コストを認識する(当初付与日の公正価値基礎測定ではなく)。

以下の設例 1 及び設例 2 は、当初報奨が確定すると予想されるか否かによる、事業体による修正会計処理の適用の影響を例証するものである。

設例 1

事業体 A は、資本として分類され、付与日時点で 1 百万ドルの公正価値基礎測定を有する、制限株式ユニット (restricted stock units) を従業員に付与する。当該報奨の権利確定前に、A は、権利確定期間にわたり配当参加を提供するために、それらを事後的に修正する。配当参加の追加が当該報奨の公正価値基礎測定を変更し、修正日時点での公正価値基礎測定が、修正直前では 1.5 百万ドル、修正直後では 1.6 百万ドルであると想定する。加えて、当該報奨に対するその他の変更はない(それらの確定条件又は分類を含め)。A が、修正会計処理を適用し、当該報奨が修正日時点で確定すると予想される場合、A は残存必要サービス期間にわたり、100,000 ドルの追加的報酬コストを認識することになる(報酬コスト総額 1.1 百万ドルで)。しかしながら、A が修正会計処理を適用し、当該報奨が修正日時点で確定すると予想されない場合、認識すべき報酬コスト(当該報奨が、事後的に確定すると予想される、又は実際に確定する場合は、1.6 百万ドルの修正日時点公正価値基礎を基礎とされるであろう。

設例 2

事業体 B は、資本として分類され、付与日時点で 1 百万ドルの公正価値基礎測定を有している制限株式ユニットに従業員に付与した。当該報奨の権利確定前に、事業体 B は、基礎となる株式に係る条件的再購入特性を追加すべく、当該報奨を事後的に修正する。再購入特性の追加が、当該報奨の公正価値基礎測定又は当該報奨の分類を変更しないこと、及び修正日時点の公正価値基礎測定は 1.5 百万ドル(修正の直前および直後ともに)であることを前提とする。加えて、(権利確定条件を含め)当該報奨に対するその他の変更は存在しない。B が修正会計処理を適用し、当該報奨が当該修正日時点で権利確定すると予想される場合、公正価値基礎測定が増加しないため、当該修正に係る会計上の影響はない。また、付与日時点での公正価値基礎測定 1 百万ドルが、いかなる報酬コストに対しても基礎となるであろう。しかしながら、B が修正会計処理を適用し、当該報奨が修正日時点で権利確定すると予想されない場合、認識されるべき報酬コスト(当該報奨が、その後、権利確定すると予想される、又は実際に権利確定する場合)の基礎は、修正日時点の公正価値基礎測定 1.5 百万ドルとなるであろう。

当 ASU の規定に準拠すると(以下の議論を参照)、B は修正会計処理を適用しないことになる。これは、当該報奨の公正価値基礎測定、確定条件、及び分類は、修正直前と修正直後では同一であるためである。したがって、当該報奨が修正日時点で確定すると予想されるか否かにかかわらず、認識される報酬コストの基礎は、付与日時点の公正価値基礎測定 1 百万ドルであり続けるであろう。

当 ASU の主要規定

修正会計処理の範囲

当 ASU は、事業体が修正会計処理を適用する状況を制限する。報奨が修正される場合、以下の全ての規準を充足すれば、事業体は ASC718-20-35-3 から 35-9 におけるガイダンスを適用しない。

- ・ 「修正後の報奨の公正価値(又は、代替的測定方法が使用されている場合、算定価値又は本源的価値)が、当初報奨が修正される直前の、当初報奨の公正価値(又は、代替的測定方法が使用されている場合、算定価値又は本源的価値)と同一である。」
- ・ 「修正後の報奨の確定条件が、当初報奨が修正される直前の、当初報奨の確定条件と同一である。」
- ・ 「資本性商品又は負債性商品としての、修正後の報奨の分類は、当初報奨が修正される直前の、当初報奨の分類と同一である。」

当 ASU はまた、修正会計処理は、その修正が資本再構築を意図していない限り、反希薄化条項を追加する際には要求されない、と述べている ASC718 におけるガイダンスを削除する。



編集者注

我々は、事業体による報奨に対する反希薄化条項の追加に関して、当審議会が ASC718 のガイダンスを削除しても、その結果、実務が変更するとは予想していない。事業体がそのような条項を追加しても、資本再構築を意図していない場合、当該報奨の公正価値基礎測定は一般的に同一のままとなる。したがって、確定又は分類に影響を与える報奨に対するその他の変更が存在しない限り、事業体は修正会計処理を適用しない。しかし、事業体が資本再構築を意図する場合には、修正会計処理を適用し、重要な追加的報酬コストを認識する必要がある可能性がある。

加えて、資本再構築時に、当該報奨がストック・オプションである場合、本源的価値を基礎として、事業体が従業員に対して「補填」する(事前設定された、自由裁量のない反希薄化条項に準拠して)ことは一般的ではない。一定条件下では、修正後ストック・オプションの公正価値基礎測定は、当該本源的価値が同一であり続ける場合であっても、資本再構築の結果として変動しうる。当 ASU によれば、事業体は、修正会計処理を適用するか否かの判定に当たり、修正前後の本源的価値を比較する。但しこれは、「代替的測定方法が使用される場合」のみである。したがって、事業体が、株式基礎支払い報奨に係る報酬コストを算定及び認識するために、公正価値基礎測定を使用する場合、公正価値基礎測定が変動しても、修正会計処理の適用が要求されることになる。これは、本源的価値が、修正直前後で同一である場合も同様である。

設例 3

事業体 C は、資本として分類される制限株式ユニットを従業員に付与し、報酬コストを付与日時点の報奨の公正価値基礎測定を基礎として認識する。事業体 C は、子会社のひとつをスピンオフする時、当該報奨を事後的に修正する。修正は、当該報奨の確定条件又は資本としての分類を変更しない。

事業体 C の株式に基づく支払い制度は、資本再構築の事象において、従業員に対して補填を行うべく事前設定された自由裁量のない希薄化防止条項を有する(すなわち、スピンオフの意図をもって追加されなかった)。加えて、各従業員に付与されたストック・オプションの公正価値基礎測定は、本源的価値が同一であっても、修正の直前直後で相違する。

当 ASU では、C は、ストック・オプションに対しては修正会計処理を適用することになる。これは、公正価値基礎測定が当該修正の直前直後で同一ではないためである。ストック・オプションが、修正時点で権利確定すると予想される場合、C は、当該修正の直前直後での当ストック・オプションの公正価値基礎測定の比較により、追加的報酬コストが認識されるべきか否かを判定することになる。ストック・オプションが修正時点で権利確定すると予想されない場合、認識される報酬コスト(当該報奨がその後に権利確定すると予想される又は実施に権利確定することを前提として)の基礎は、修正日の公正価値基礎測定となるであろう。これは、付与日の公正価値基礎測定と大幅に相違するかもしれない。

事業体が、その報奨を修正し、当 ASU による修正会計処理を適用は不要であると結論付ける場合でも、当該修正が他のガイダンスの適用に影響を与えるか否かを、引き続き検討しなければならない。例えば、ASC718-10-35-9 から 35-14 によれば、保有者が従業員でなくなった後に事業体が当該報奨を修正する場合、当該修正はその他の米国会計基準の対象となる可能性がある(但し、当該修正が、一定基準を充足する資本再構築に影響を与えるためのみに実行される場合を除く)。

公正価値評価に関連した明確化

当 ASU は、修正会計処理が要求されるか否かを判定するに当たり、ASC718-20-35-2A(a)により、事業体が公正価値を算定する方法を明確化している。

公正価値算定が要求されるか否かの判定

ASC718-20-35-2A(a)は次のように述べている。「修正が、報奨を評価するために事業体を使用する評価技法に対するインプットのいずれにも影響を与えない場合、事業体が当該修正直前直後で価値を見積もることは要求されない」。



編集者注

当 ASU の BC16 項において、事業体が修正後報奨の公正価値基礎測定を常に見積もる必要があることを期待しない、と当審議会は言及した。その代わりに、当該修正が報奨の評価技法に使用したインプットに影響を与えるか否かを、事業体が判定することができる。例えば、法定税務留保規定に関連した株式基礎支払いに関する取り決めの純額決済条項を事業体に変更する場合、その変更は、当該報奨の評価において使用するインプットに影響を与える可能性は低い。どのインプットも影響を受けない場合には、修正の直前直後での公正価値基礎測定を見積もることは要求されない(すなわち、事業体は、公正価値基礎測定が同一であると結論付けることができる)。

認識される報酬コストが変動するか否かの検討

当 ASU の BC13 項において、当審議会は、認識される報酬コストが変動するか否かではなく、公正価値が変化するか否かを基礎として評価すべきであることを明確化した。



編集者注

事業体が報奨の公正価値を変動させる修正を行う場合、修正会計処理が適用されることになる。当審議会は、事業体は、認識される報酬コストが変動するか否かを考慮に入れず評価することを明確化した。例えば、修正は報奨の公正価値を変動させるが、報奨が修正の直前及び直後の双方で権利確定する確率が高く(probable)ない場合(「タイプ 4: 発生可能性が低い場合から発生可能性が低い場合への」修正)、修正日時点で認識される報酬コストの変動はない可能性がある。これは、修正前後で報酬コストが存在しないためである(報奨が確定する可能性が高い場合にのみ、報酬コストは認識される)。しかし、公正価値が変動するため、修正会計処理(及び修正日時点で決定された新規測定)が必要となる。

会計単位の決定

当 ASU の BC19 及 C20 項において、当審議会は、報奨の公正価値が修正の直前と直後で同一であるか否かの判定に当たり、適用する会計単位を議論している。当議論は、事業体が、修正の直前と直後で、報奨の公正価値を、(1)「修正される、従業員に対する報奨における商品合計」、又は(2)「修正される、従業員に対して付与される各個別商品」を基礎として、比較しなければならないか、に関する利害関係者からの質問に対処するものである。当審議会は、公正価値評価において適用する会計単位は、ASC718 における他のガイダンスで用いられるもの、及び ASC マスター用語集における報奨の定義と整合していなければならないと言及している。すなわち、事業体は、従業員に付与される各個別の修正後の商品ではなく、報奨における全ての修正後の商品合計を、会計単位として使用しなければならない。



編集者注

ASC マスター用語集は、報奨を以下のように定義している。

従業員一人又は従業員のグループのいずれかに、同時に付与する同じ条件を持った複数の商品のための集合的な名詞。報奨は、段階的権利確定として参照される複数の権利確定日を特定する可能性があり、また、報奨の異なる部分は、異なる予想条項を有する可能性がある。一つの報奨に対する参照はまた、一つの報奨の一部にも適用される。

設例 4

当 ASU の BC19 項は、事業体が、10,000 のストック・オプションを従業員に付与する例を提供している。付与日後では、ストック・オプションは大幅なアウト・オブ・マネー（オプションを行使した時に損失となる）状態となったため、事業体はオプションの行使価格を引き下げ、かつその量を 5,000 に削減することにより、当該報奨を修正する。事業体による意図は、当初及び修正後の報奨の価値を同一にすることにある。

事業体が、修正直前の当初報奨における単一ストック・オプションの公正価値基礎測定と、修正直後の修正後報奨における単一ストック・オプションの公正価値基礎測定を比較する場合、修正直前のストック・オプション一単位当たりの公正価値基礎測定は、修正直後のストック・オプション一単位当たりの公正価値基礎測定よりも低いことになる。単一ストック・オプションが会計単位である場合、事業体は、当 ASU により、修正会計処理を適用することが要求される。しかしながら、当該評価は ASC マスター用語集の報奨の定義に紐づけられている。この例の当該報奨は複数の商品を含んでいるが、事業体が公正価値評価を実施する会計単位は、従業員に付与される全ての修正後の商品合計である。したがって、事業体は、当初の 10,000 のストック・オプションの公正価値基礎測定と修正後の 5,000 のストック・オプションの公正価値基礎測定を比較する。

設例 5

事業体 D は、ひとりの従業員に資本として分類される 1,000 のストック・オプションを付与する。全ての 1,000 のオプションは、同時に付与され、同一条項及び条件を含んでいる。ASC マスター用語集における「報奨」の定義に準拠すると、従業員報奨は、1,000 のオプションから構成される。付与日後、当該オプションは大幅なアウト・オブ・マネー（オプションを行使した時に損失となる）状態となったため、D は、そのうち 500 のオプションに関して行使価格を引き下げることにより、この 500 のストック・オプションを再価格付けすることを決定する。しかしながら、D は、残りの 500 オプションに関して、当初行使価格を保持する。したがって、500 の修正後オプションは、今や「報奨」であり、また、修正会計処理の適用を検討するための評価における会計単位でもある。500 の修正後のオプションの公正価値基礎測定が上昇したため、D は修正会計処理を適用する。しかし、残りの 500 のストック・オプションは修正されなかったため、その報奨は修正会計処理の対象とならず、付与日時点での公正価値基礎測定を基礎として、認識され続ける。

全ての 1,000 スtock・オプションは、付与時点で、「報奨」であり、かつ会計単位である一方、500 の修正後のストック・オプションは、修正会計処理評価における「報奨」であり、かつ会計単位である。これは、それらのみが、修正された商品であるためである。ASC マスター用語集に準拠して、「一つの報奨に対する参照はまた、一つの報奨の一部にも適用される」。

公正価値が同一であるか否かの判定

報奨の公正価値が、修正の直前と直後で同一であるか否かの判定に当たり、公正価値が、厳密に同一でなければならないか（すなわち、バイナリー・アセスメント (binary assessment)）、又は公正価値変動の重要性を基礎として判断を適用しうるか否かが不明確であると考えを述べる一部の実務家がいる。事業体は ASC718 の他の側面に判断を行使しなければならない、特定のガイダンスなしでそうしなければならない、と当審議会は見解を示し、この評価における判断の行使に係るガイダンスを提供しないことを決定した。したがって、事業体は、報奨の公正価値が、修正の直前直後で同一であるか否かの判定のために、一定状況下で、判断の行使が必要となる可能性がある。



編集者注

多くの状況において、報奨の公正価値は修正の直前と直後で同一であるか否かは明確である可能性がある一方で、当該価値が厳密に同一ではない場合に、事業体は判断を行使する必要がある可能性がある。例えば、差異が僅少であり、修正の意図は当初公正価値を保持することにあると事実及び状況が示唆している場合には、公正価値は同一であると事業体は合理的に結論付ける可能性がある。

設例 6

事業体 E は、ひとりの従業員に、資本として分類される 1,000 のストック・オプションを付与する。付与日後に、当該オプションは大幅なアウト・オブ・マネー（オプションを行使した時に損失となる）状態となる。当初報奨の公正価値を保持する意図をもって、E は、1,000 のストック・オプションを、423 の制限株式ユニットに差し替えることを決定する。1,000 のストック・オプションの公正価値基礎測定は、修正直前で 100,000 ドルであり、423 の制限株式単位の公正価値基礎測定は 100,010 である。当該差異は僅少であり、E による 423 の制限株式単位の端数切り上げ処理のみに起因するものであり、これは端株発行を回避するためになされたものである。したがって、E は、報奨の公正価値は修正の直前と直後で同一である、と結論付ける。

当 ASU の結論の背景からの設例

当 ASU の結論の背景は、設例（「性質的に教育的なものであり、全てを包含するものではなく、718-20-35-2A 項におけるガイダンスに優先するものとして使用されるべきではない」）を提供している。すなわち、(1)修正会計処理が一般的に要求されない報奨に対する変更、及び(2)それが一般的に要求されるもの、である。以下の表は、それらの設例の要約である。

修正会計処理が必要とされないであろう変更の例	修正会計処理が必要とされるであろう変更の例
<ul style="list-style-type: none"> 管理上の変更、例えば、会社名、会社住所又は制度名の変更 報奨の分類に影響を与えない、税務留保に関連する純額決済条項の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 価値変動の結果となる、ストック・オプションの再価格付け サービス条件の変更 業績条件又は市場条件の変更 報奨の再分類（資本から負債へ、又はその逆）の結果となる報奨の変更 報奨の権利確定を加速する、ビジネス単位の売却予想における、自由裁量ではない終了条項の追加



編集者注

株式基礎支払い制度は一般的に、事業体が一定の偶発事象に際して報奨を取り戻すことを容認する、クローバック条項を含んでいる(例: 契約の途中解除、競業禁止条項違反、重要な財務諸表の修正再表示)。ASC718-10-30-24によれば、当該クローバック条項は一般的に、報奨の公正価値基礎測定の見積もりに反映されない。したがって、報奨に対するクローバック条項の追加は典型的には、修正会計処理の適用の結果とはならないと、我々は考える。これは、当該クローバックは一般的に、報奨の公正価値、権利確定条件、又は分類を変更しないためである。

設例 7

事業体 F は、資本として分類される 100,000 のストック・オプションを CEO に付与する。付与日の一年後、F は、その財務諸表の重要な修正再表示に関連した、明確に定義された客観的かつ自由裁量のないクローバック条項を追加すべく、当該報奨を修正する。事業体 F は、当該修正は、報奨の公正価値、権利確定条件又は分類を変更しない、と結論付ける。当該報奨の公正価値が、修正の結果として変動するか否かの評価に当たり、F は、クローバック条項の追加が、評価技法において使用されるインプットのいずれにも影響を与えない、と判定する。これは、クローバック条項は一般的に、報奨の公正価値基礎測定の見積もりにおいて反映されないためである。結果として、F は、修正会計の適用は不要であると結論付ける。

開示

ASC718 は現在、事業体に、修正の条項、影響を受ける従業員数、及び修正の結果としての追加報酬コスト等、重要な修正に関する情報を開示することを要求している。当 ASU は一般的に、追加情報の開示を要求していない。しかしながら、一部の重要な修正は、追加報酬コストの結果となる可能性はないため、当審議会は、当該修正から生じる追加報酬コストが「ない」ことを開示する規定を追加することを決定した。



編集者注

当 ASU では、事業体は、ASC718-20-20 における修正の定義を充足する、株式基礎支払い報奨の条項又は条件に対する重要な変更を開示し続けなければならない。これは、修正会計処理が適用されない場合も同様である。例えば、事業体が、株式基礎支払い報奨の決済条項又はその他の経済的特性に対する重要な変更を実施するが、当該変更が、その報奨の公正価値、確定条件又は分類に影響を与えないため、修正会計処理を適用しない場合には、事業体は、当該修正を開示しなければならない。当審議会は、修正に関する開示は、特に当該変更が実質的に報奨の経済的特性を変更する場合には、財務諸表利用者に対して有用な情報を提供する、と信じている。

発効日

全ての事業体に関して、当 ASU は、2017 年 12 月 15 日より後に開始する年次報告期間(それらの年次報告期間内の期中期間を含む)から発効する。

早期適用は、いずれの期中期間における適用を含め、認められる。

移行措置及び関連開示

当 ASU による改訂は、発効日以後修正される報奨に対して、将来に向かって適用されなければならない。移行開示は要求されない。これは、修正は典型的には、ほとんどの事業体にとって、定常的事象ではないためである。

登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください (www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせを受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification™* のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツ グループは日本におけるデロイト・トウシュートマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト・トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュートマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.